所有者不存在の空き家に対する相続財産清算人申立について

1 要旨

空き家1物件について、民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)第952条 第1項に基づき、相続財産清算人選任の申立を行う。

2 物件概要

場 所: 廿日市市林が原二丁目 7348 番地3

建物規模: 木造2階建て、建築面積・建築年不明

敷地面積: 約90 m²

所 有 権 等 : 建物は未登記

3 主な経緯・今後の予定

令和3年 9月13日:近隣より通報(草木の繁茂、ネコの棲み着き、虫の発生)

令和3年 9月~ : 空き家所有者の所在調査

令和4年 9月 : 空き家所有者及び相続人が存在しないことを確認

令和5年 9月28日:広島司法書士会に相続財産清算人の候補者となる司法書士の選任

依頼

令和5年10月26日:広島司法書士会より相続財産清算人の候補者推薦の回答

令和5年12月以降:相続財産清算人を申立

空き家特措法の改正に伴い、利害関係人に加えて、市区町村が相続財産清算人を申立てることが可能となった。令和5年12月13日に改正法が施行され次第、家庭裁判所に相続財産清算人の選任申立を行う。空き家の隣人が土地を購入したいとの意向を示しているため、空き家を除却しての売却に向け手続きを進めていく。

用語集

◎相続財産清算人制度

令和5年4月1日の民法改正により、名称が「相続財産管理人」から変更。

相続人の存在、不存在が明らかでないときや、相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合には、家庭裁判所に申し立てることにより、相続財産清算人を選任できる。

相続財産清算人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させる制度である。

位置図













